

デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会
技術に関するワーキングチーム（第5回）議事要旨

1 日 時 平成22年5月18日（火） 17:00～19:00

2 場 所 総務省第三特別会議室

3 出席者（敬称略）

岩浪 剛太、植村 八潮（洪 性鉦構成員代理）、宇田川 信生、岡本 明、小川 恵司、尾崎 常道、佐藤 陽一、下川 和男、杉本 重雄、高橋 靖明、武田 英明（大向一輝構成員代理）、田中 久徳、常世田 良、中村 伊知哉（菊池 尚人構成員代理）、中村 宏之、新居 眞吾、野口 不二夫、萩野 正昭、林 直樹、坂東 浩之、平井 彰司、丸山 信人（山田 英樹構成員代理）、三田 誠広、室田 秀樹、八日市谷 哲生

4 議事概要

（1）平井構成員から資料技5-1「出版物電子化の実際」に基づき、説明があった。

- ・ 電子書籍のメインジャンルである既刊の一般書においては、日本の出版界は世界に先駆けてかなり早い段階から取り組んでおり、既に10万点を超える作品をリリースしている。
- ・ 書籍の電子化の実例を紹介すると、まず最終版の最新刷に当たり、組み方・使用文字等、元の本の表現が電子書籍でも実現可能かどうかを判断する。次に、時代的表現の有無を確認し、必要があれば編集部による注や解説を加える。イラストやグラフ、チャート等の挿入物、その他転載物があれば利用許諾契約を取り直す。
- ・ 必要な利用許諾が全て揃ったところで、電子化のための本文データを準備する。
- ・ DTP (Desktop publishing) システムで作成されたものであれば、DTP ソフトの種類やバージョンを確認し、DTP データを所有するプロダクションや印刷会社にテキストデータの出力作業を依頼する。
- ・ DTP システム以前の出版物のうち、1980年代の中頃以降に刊行した書籍に関してはCTS (Computer Typesetting System) やコンピュータ製版による印刷システムのデータを利用できる場合がある。この場合もシステムの種類やバージョンを確認してからデータ変換を行うわけだが、こうした印刷システムは他社互換性がなく、文字コードも独自の体系で構成されていたりするので、データの変換作業自体にそれなりのノウハウが必要。また記録媒体の劣化等によりデータが取り出せないこともある。
- ・ 活版印刷の時代の出版物はデータそのものが存在しないため、テキストデータを一から作り直さなければならない。印刷の精度や作品ジャンル等を勘案してOCR (Optical Character Recognition) か、手入力かで作成する。現状のOCRの読取り・変換精度では結局、手入力のほうが手間がかからない場合がほとんど。
- ・ 図版に関しては、最近の出版物の場合はTIFFで保存されているケースが多いため、そのままデータを流用できるが、そうでない場合については再作成をする必要があ

- る。
- 電子書籍のソースデータの作成に当たっては、まず社内制作か外部の開発会社に発注するかを判断する。いずれの場合も、各出版社が策定している電子化規約に従って作業を行う。元のテキストファイルに対して、組み方等の指定として、各電子書籍フォーマットの仕様に従ってタグを振っていく。必要に応じて外字の作成、画像の最適化を行う。
 - 外字の作成に当たっては、字母が異なると全く違う文字に見えることもあるため、基準とする字母と並べて違和感が出ないように作成作業を行う。
 - 画像の最適化についても、一定のターゲットデバイスを想定して行うが、ディスプレイの縦横比率やサイズ・解像度等、将来的に様々な形で展開することを念頭に置いて作業を行う。
 - ソースデータ作成後はディスプレイや紙に出力して校正作業を行う。文字作品は正字・俗字・略字、旧字・新字を使い分けなければならないが、デバイスごとの文字セットに依存するため、それらに習熟した校正者がチェックをする。
 - 日本の近代出版において、著述行為とは原稿用紙、つまりあらかじめ割り付け位置が決められたものに従って行われてきた。印刷物も当然それを踏襲する形で作製され、今日に至っている。その中で禁則、ルビ、圏点、角書き、返り点、縦中横、字下げ、行取り、級数変更、段組み、箱組み、欧文混在、その他のルールがあり、これらの表現が紙の本と同じように電子においても実現されているかどうかチェックを行う。
 - 校正後は実際にデバイス上での機能確認を行う。文字の拡大・縮小、ウインドウ形状を変更し、リフローされても文字組みが壊れていないかを確認する。
 - 紙の本の場合、図版の位置は例えば左頁上だとか、大体の定位置が決まっているが、電子化された場合、リフローされると前後関係が変わり、画像の位置も変わってくる。これらを様々試してみたり発色等を確認したりと目でのチェックが欠かせない。
 - 目次やブック内の相互参照など各リンクがきちんと張られているか調べる。また、数式、飾り罫なども表現出来ているかを確認する。
 - 文字作品のフォーマットはドットブック形式とXMDF形式でおそらく95%を超える。文字について言えば、PCの場合、ドットブックは秀英書体、XMDFはLCフォントがビューワーに標準で搭載されている。ケータイの場合はフォントセットが機種依存であるため、デバイスごとの最適化作業が必要。
 - 配信手配においても、デバイスやビューアごとに書誌データやコンテンツID等を作成しなければならない。電子取次店にデータを納めて、データベース登録後、一定期間を経て、各配信サイトを通じてユーザーのリクエストに応じて配信される。ケータイでは現在3キャリア合わせて1000程度の公式配信サイトがあるが、主要配信サイトにはあらかじめ主力作品についてのニュースリリースを行ったりといったプロモーション活動も行う。
 - 配信後は期間内のダウンロードを集計し、いくつかの取次店からのセールスレポートをもとに集計し、印税の支払いをする。新規のデバイスが発表されれば、それ

らに対応すべく検討を行う。

- 既刊書籍に関しては、紙の本で行われている表現が実現できなければ、電子化作業自体ができない。既存のビューワーやデバイスではまだまだ充分ではなく、電子書籍の点数拡大をさらに充実させていくためには、さらに電子出版物の表現力を向上させる必要がある。
- 今後は紙の本と電子出版物を新刊として同時に刊行することを目指すわけだが、印刷・製本された一定量の紙の本ができあがると同時に、それぞれのビューワー・デバイスに対応した必要なだけの電子書籍が配信可能になるようなワークフローを印刷会社の皆さんと協力しながら作って行かなければならないと考えている。
- 共同外字データベースの検討が急務。どんなものでも登録すればよいということではなく、一定の学術的な基準に従って、外字の作成、検索、利用が行われなければならない。感触としては大修館書店が発行している『大漢和辞典』全15巻は網羅すべき。ただ、中国の古典を入れるとなると、さらに追加が必要。そういった一定の目標を設定して作るということで、専門家集団による委員会方式のような形の運営が望ましいのではないか。こういうことにはぜひ国の方からお金を出していきたい。
- デバイスが変わるたびに最適化を繰り返す労力の削減、制作会社との円滑なデータ交換を行う必要から、中間フォーマットの統一も今後の課題。その中間フォーマットも長期保存用のフォーマットとデータ交換用のデータは別立てで考えている。
- 中間フォーマットとして、印刷出版物の発行に十分な情報を保持する長期保存用のフォーマットと、ユーザー・ジェネレーテッド・コンテンツに対応したミニマムセットからプロ作家の作品の携帯配信に使えるぐらいまでのデータ交換用のフォーマットの2種は必須。さらに出版ジャンルなどいくつかのレイヤーでそれぞれの用途に応じたフォーマットの統一が必要。
- 柔軟な課金システムも不可欠。従来、紙の本では3分の2あった著作者・出版社の取り分が携帯配信になると2分の1になる。この国のクリエイター保護はどうなっているのか。ユーザーが利用しやすく、利用料が限りなくゼロに近い課金決済システムを考えていかなければならない。
- マルチデバイスということでは、汎用的なユーザー認証システムが必要だが、誰がいつどのような本を読んだかというのは思想信条に関わる重大な個人情報。これを保護しながら誰でも利用できるシステムを構築していかなければならない。また、学生や高齢者のようにクレジットカードが作れないような人でも容易に電子出版物を利用できる形にしていかなければならないのではないか。

これについて、以下のやりとりがあった。

- 字詰めの既刊書でいうと、字詰め機能や組み方機能の部分で、字詰め機能、組み方機能のところにまだまだ機能があるのではないか。
- 必要な機能はまだまだあるが、実際に実現できているのはせいぜい資料に挙げた範囲。例えばタグの振り方の工夫次第で割り注を表現することも出来るが、特定の

デバイス向けに作り込めば作り込むほど別デバイスでの展開が難しくなるため、コストやマンパワーなど制作体制上の限界で現在のようになっている。

- 割付機能として、表組みで表現しているものがあるが、本文の中に表組みを入れて、本文と表をあわせて読みやすくするということがあるが、どのように考えるか。
- 表組みについては、表の部分を画像化して、デバイスごとに画像を最適化するなどして対応している。複雑な表に関しては拡大表示機能を活用している。
- 既刊本は多くの文字を必要とするが、現在では文字数が限定されて十分に表現ができない。共同外字データベースの検討を掲げているが、その規模を教えて欲しい。
- 外字については、とりあえずは大漢和辞典を目標としたい。5万文字強。ユニコードは単なるアドレスつまり番地の指定であるため、形状自体が重要な教育漢字の精度が保障されず、既存の文字セットでは昔から使われてきた地名さえ表現できない。現状のデバイスでは外字なしにはいられないので、何とかしなくてはならない。

(2) 佐藤構成員から、資料技5-2「Google ブックス・パートナープログラムの現状とグーグルエディション」に基づき、説明があった。

- Google のウェブ検索で検索をすると、検索語によっては検索結果の中に Google ブックスの検索結果も表示される。
- 出版社から書籍の提供を受けているものは、基本的に全文を検索することが可能。
- Google ブックスの検索から本を探すだけでなく、Google のウェブ検索からも書籍を「発見」できるところが、Google の特長。
- 情報を探してウェブ検索をする人の中で、どの情報ソースから情報をとりたいかを意識して検索する人は多くない。書籍に含まれる情報はプロフェッショナルが目を通した情報として付加価値が高い。情報を探している人に能動的に書籍コンテンツからの情報を提示することができる点がユーザーのみならず出版に対してグーグルが貢献できる大きなポイント。
- 検索した書籍内容のページを見られるのは基本的には1人のユーザーが1ヶ月間に書籍のページ数の20%まで。20%は決まった20%ではなく、ユーザーの検索語次第で閲覧できるページが異なる。
- Google ブックスで出てくる書籍は、パートナープログラムという出版社との契約によって書籍の提供を受けるものと、図書館プロジェクトという図書館でのデジタル化によるものという2つのソースがある。本日はパートナープログラムについて説明する。
- 書籍現物で提供された場合は、全ページの写真を撮り、その写真をOCRにかけてテキストを抽出するというデジタル化の作業を行う。抽出されたテキストは検索インデックスに入るだけなので、ユーザーの目に見える形で出てくることは基本的にはない。
- ユーザーはページを画像ファイルとして閲覧している。OCR 結果のテキストは検索インデックスとして使用するため、読み取り精度がたとえ100%でなくても検索サービスとしては十分機能する。

- Google ブックスの書籍閲覧画面の左側に書籍の購入リンクがあり、オンライン書店や出版社自身の販売サイトにリンクしている。また、Google マップと結びついてリアル書店を検索する機能もある。
- Google のパートナープログラムに参加している出版社は、全世界3万社以上、登録書籍は二百万冊。北米の出版社に限れば、ほぼ全社とっていいくらいの参加率。
- ユーザーの書籍閲覧傾向について、ページ閲覧数とオンライン書店のクリック率は比例関係にあり、多く見られている本ほどオンライン書店リンクのクリック率が高い。
- 登録書籍200万冊の90%程度は毎月誰かが必ず閲覧するという実績がある。一方、著作権切れの書籍の閲覧は35%前後。
- 日本語の書籍だけで見ても、一度でも表示された本は登録書籍のほぼ100%、購入リンクが一度でもクリックされた割合はジャンルによって異なるが、概ね70%~90%台。
- 書籍の20%まで閲覧できるが、20%全部を見る人はほとんどいない。ユーザーは、大体8~9ページ（欧米のユーザーは5~6ページ）だけ閲覧して、オンライン書店をクリックするか、別のウェブページに移動する。
- Google ブックスで無料閲覧できる20%の範囲以上を読みたい場合、有料で100%見る権利を販売するプラットフォームを提供するのが Google エディションズ (Google Editions)。ブラウザさえあれば、どんなデバイスからでもアクセスできる。購入は、Google のサイトからだけでなく、オンライン書店からも買ってもらえるようにしようとしている。クラウド上に自分の書棚を持って、いつでもどこからでもどんなデバイスからでも自分の書棚にアクセスするのが特長。夏に英語版をスタートする準備をしている。日本語版の提供時期は未定。
- Google ブックスの取り組みは、技術 WT のアジェンダ (案) に掲げられている「さまざまなプラットフォームで利用できる」というテーマへのひとつの回答になっていると考えている。「海外の出版物にアクセスできる」とか、「日本の出版物を世界へ発信する」という点でも、グローバルプラットフォームの特長を生かして、非常に有効に機能する一つのやり方ではないかと思う。
- Google のウェブ検索だけでなく、Google スカラー等のほかの検索サービスと結びつけて検索をすることもできる。学術の世界での情報の有機的な結合と利用も Google ブックスがやろうとしていることのひとつ。
- 紙の書籍であれ電子書籍であれ、その書籍コンテンツの存在をインターネットと検索を通じてユーザーに知らせるといって書籍コンテンツのデジタル化は紙の本や今ある情報を有機的に利用するための1つのステップ。

これについて、以下のやりとりがあった。

- Google エディションズはブラウザからアクセス可能とのことだったが、キャッシュなどのオフライン環境では利用できるのか。
- 最初にリリースされるタイミングでは、ブラウザでのオフライン利用はできない

可能性が高い。HTML5 対応のブラウザではオフラインで使う機能をつけていく予定。

- Google は基本的に EPUB だと思うが、専用ビューアを使用せず EPUB をブラウザで閲覧する場合、他のブラウザであってもプラグインでユビキタスに閲覧できるようにするのか。
- ブラウザについては現時点ではお話しできる情報がないが、何かわかり次第お知らせしたい。
- テキスト系の EPUB でというよりも、スキャンした画像のページということを前提に考えられているということか。
- ページの写真（イメージ）でも、EPUB のファイルあるいは PDF ファイルでも利用できるように開発中。
- アマゾンやアップルのように、ユーザーが Google から直接購入できるのか、オンライン書店からも買うことができるのか。オンライン書店からユーザーが購入できる場合、Google とオンライン書店の関係はどうなるのか。また、サードパーティが Google Editions Store を自由に開設できるのか。Google Editions アプリというものを作れるのか。Google は卸しのようなイメージか。
- ユーザーは Google から直接買うことも、オンライン書店から買うことも両方可能。決済もオンライン書店の決済システムを使って買えるようにしたい。当然 Google とオンライン書店のあいだで契約を結ぶ必要は出てくるので、オンライン書店各社とこれからお話をしていこうという段階。
- スマートフォンのような小さい画面になったときに、1 行が画面から切れた場合は、PDF を見るように送ったり拡大したりして見るのか。
- スマートフォンのような小さな画面では画像は非常に読みにくいので、テキストを使ってリフローができるようなものの方が好ましいと思う。
- アメリカでは十数年前から図書館で税金を払って、オンラインで図書館利用者が自宅でも本を読めるようになっているが、公共分野に対する販売は考えているか。
- 最初の段階では、おそらく公共に対する何らかの仕組みの提供はない。出版社、図書館からの要望次第ではあるが、将来的には図書館に対する期間ライセンスのようなモデルを提供する可能性はあると思う。

(3) 資料技 4-3 「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会 技術ワーキングチーム アジェンダ (案)」に基づき、議論を行った。

(ア) アジェンダ案 5 「あらゆる出版物を簡単に探し出して利用することができるようにする」について、主に以下のやりとりがあった。

- 理想的には今まで出版されてきた出版物がすべて検索され、自由に利用できるようにすること。利用者にとって非常にメリットが大きいし、日本の知的資源の環境というものも大きく変わってくるので、それができるよう技術を含めた方法を考えていくべき。
- 例えば Google の書籍情報のインターフェースと書店や図書館で使用するような総合目録をリンクさせることを考えたときの技術的課題は何か。
- 国会図書館でも公共図書館の総合目録を作っているが、それは業務用の総合対策

のためのシステムで、むしろウェブの連携で、APIを公開すれば色々な書店、販売のプラットフォームと図書館の目録は交錯できる。例えば、今、カーリルというサービスも始まっており、インターネット上のサービスとして図書館で借りることもできるし、それをすぐにも買うこともできるというのは、国会図書館が何かしてということより、十分に進んでいるという状況ではないか。

- ・ アジェンダ案5の「探し出せるようにする」という部分が、全員が力を合わせて取り組める一番公共的なところ。どんな本がどこにあるのか、販売しているのか、それを探し出せるというのは、商業的にも文化的にも、国民の共通した生活のインフラに近い部分であり、パブリックに取り組むべきところ。
- ・ カーリルというのは、あるベンチャーがつくった図書館の横断検索サービス。公共図書館にはほとんど検索システムが入っており、貸し借りのデータベースも全部データベースの中に入っているの、個々の図書館にはそこに行けば本の有無が確認できる。これが四千何館の図書館に装備されているので、その状況を使って、どの本が今借りられる状態かをまとめて探し出すという、大変便利なもので、図書館業界では騒ぎになっている。そのサービスはAPIという形で、ほかのサービスとつなぐためのプログラミングのためのインターフェイスが用意されているので、例えばオンライン書店にアクセスした瞬間に、そのブラウザの中で自分の近所の図書館で借りられるということを表示する機能などをユーザーが開発し始めている。本屋と図書館とをつなぐなど、さまざまな試みが行われているので、ここの二ヶ月注目されている。
- ・ これからの社会で期待されるのは、Googleのような全文検索だろう。日本語の書籍は著作者が許諾を出したものでないとサーバーに入れることができず、許諾がないと複製権の侵害となるが、日本でも著作者が知らない間に出版社との話し合いでいつの間にか全文検索に入っていたということがある。国会図書館がアーカイブしたものを裏データとして全文検索ができるようにするのは便利だと思うが、国会図書館が直接ユーザーに配信するわけではないので、そのデータが配信業者のサーバーに入ってしまうと、著作者としては気持ちの悪いことになる。日本ではサーバーの中に一部分をコピーして入れるだけでも、ちゃんと著作者の了解を得て、対価を払うということをやっているの、ある1つの業者のサーバー内に出版物が全部入っているということの危険性や不公平についても十分考えていく必要があるのではないか。
- ・ アメリカで、出版社が、マーケティング目的でGoogleのパートナープログラムに参加し、書籍を検索可能な状態にしているのは、フェアユースの規定ではなく、出版社のマーケティングや販売の努力として当然やってしかるべきことという理解があるから。Google Editionsで、有料でコンテンツをデジタル販売するにあたっては作家から許諾を取り直してロイヤリティーの料率等をもう一度契約をしないという作業を大半の出版社が大急ぎで行っている状況。
- ・ 全文がサーバーに上がらないとして、書籍名、著者名、ある程度のメタデータがあればどんな本が存在するか検索可能となり、これは国民一般の利益となるのではないか。
- ・ 全文でなければ基本的にはある程度のメタデータがアップされることは良いと思う。しかし、勝手に目次を作るということは、日本文学の作家にとっては同一権の侵害となるため、やめてほしい。特に芸術性の高い作家の場合、勝手に作られた目次だけで検索されてしまうことに対する嫌悪感があるのではないか。公共性と比べどちらが勝つかは今後考えていけばよいのではないか。

- 商業出版物のデータベースの登録状況について、商業出版物はISBNコード（International Standard Book Number）という世界共通コードがあり、これがないと事実上流通しない。これを管理しているのが日本では図書コードセンターであり、発行者ごとに一定のエリアを与えて管理している。
- 日本の出版流通は、大きな2つの取次店があり、そこから日本全国に配送されているので、基本的にはすべての商業出版物がデータベース化されている。さらに、書籍協会も相当の出版社の刊行物に関して、「Books.or.jp」というデータベースを作っており、過去10数年間に流通した本はほぼ網羅している。ただし、実際にユーザーに対して表示されるのは在庫があるものだけ。一方、取次店のデータベースでは在庫の有無に関してまで管理している。取次店は小売店、つまり書店に対してAPIを開放しており、契約のもとに事業利用できるようにしている。商業出版物はほぼ100%取次店の取り扱い商品なので、ISBN誕生後の1970年代中ごろ以降のデータはすべて入っている。
- 電子書籍については「hon.jp」という会社が電子書籍を目録化したデータベースのAPIを開放している。4万5千点程度か。電子書籍は今15万点あるといわれるが、電子書籍に関する2つの大きな取次店のデータを足せばほぼ全点になるだろう。
- カーリルも含め、大学図書館も全部直接検索が可能。日本の古書店のネットワーク、大手書店もどの店舗にどれが置いてあるかといったところまで含め、検索可能となっている。

(イ) アジェンダ案6「出版物間で、字句、記事、目次、頁等の単位での相互参照を可能とし、関連情報・文献の検証や記録を容易にする」について、主に以下のやりとりがあった。

- 本1冊買う必要はないが、欲しいセクションだけ買うなどといった可能性もあるのではないか。
- Googleブックスでは、章ごとの販売は基本的には考えていない。出版社・権利者がユーザーのニーズを見ながら行うかどうか。書誌情報やメタデータを充実させるのは、手間と専門性が必要な世界なので、非常に大事な取り組みだがコストがかかる。（例えば、活字以前の本については、OCRは技術的に難しいとなれば書誌データに頼るしかない。）ただ、書誌データを正確につくる、リンクを作っていくという作業自体は膨大な作業が発生するため、Googleの行っているような全文検索はそれを補完する簡便で効果的な手段ではないか。
- 著者に許諾を得たものや、著作権が切れて、そのような提供展開をしても構わないと思われるものは既に幾つかバラ売りの事例がある。学術ジャーナルの世界ではかなり前から当然のこととして行われている。一方で文芸の世界では全面的なコンテンツの断片化は難しいだろう。従来より総体として評価されてきた詩集や歌集、句集をバラ売りすることは出版社も著作者も絶対にやりたくはないし、長い目で見ると、読者にとっても不幸なことではないかだろうか。技術的に細分化が可能でも、言論、表現の自由の問題に立ってしまうので、違った側面で検討が必要。
- 学術の分野ではコンテンツの断片化は確立されている。雑誌の分野ではバックナンバーや記事の関連で、電子化につながっていくと使いやすいのではないか。
- 雑誌記事検索は国会図書館では学術雑誌、公共機関が発行している雑誌を中心に作成しているが、近年では国会での国勢調査、週刊誌、総合誌等も使われることが非常に多いので、そういったものも含めて対応している。雑誌のバックナンバーはデータベース化された場合、索引があれば今までと違う付加価値が出てくることは

明らかだが、それをすべて国会図書館が提供するというのではなく、民間のビジネスとしても索引つきで利活用することは十分考えられる。

- ・ メタデータを作っているところと今の国会図書館のサービスがうまくリンクされると安価でクオリティの高いサービスになっていく可能性があるのではないか。
- ・ 細かな単位でデジタルな環境で探すことができることは基本的に利用者にとってみるとありがたい話。技術的にはいろんな道具があるので、それらを統合的にやっていく努力を進めていけばよいということで合意できるのではないか。

(ウ) アジェンダ案7「電子出版を紙の出版物と同様に貸与することができるようにする」について、主に以下のやりとりがあった。

- ・ 電子的なものの貸与という言葉はコピーという問題があるため、非常にデリケートな言葉。貸与がどういう条件や合意のもとに行われるかが重要。
- ・ アメリカではソニーリーダー上で図書館での貸与が既に行われている。全米の図書館から検索して、所蔵冊数の制限があるが、その限りにおいて借りると、2週間後に勝手にデバイスから消えていくという仕組みがすでに確立されている。
- ・ 実際に有料で売っているものを無料で貸し出されたらビジネスが崩壊する。提供ということは、あくまでも対価をとっての提供という前提で議論を進めて欲しい。
- ・ 別途の商業上のルールをつくるという話は当然技術ワーキングの前提にある。図書館が利用者に電子の貸出しをすることでさらに市場を大きくするというのもコンテンツによってはあり得る。
- ・ そのとおりだが、電子出版物は基本的には出版社が著作権者の著作のもとにつくっている。許諾なしに電子化できるのは今のところ国会図書館のみ。電子書籍は品切れ、絶版がないため、ずっとマーケットに有料で存在しているので、図書館の出る幕はないのでは。
- ・ お待ちいただきたい。この後の議論は見えている。公共のビジネスと出版ビジネスとの間での合意の上に成り立っていく話だろうし、文芸書、学術書、あるいはそれ以外のものであるかによって、ビジネスモデルは違うと思うので、ここの場で話をしても結果は出ないし、答えは出ない。
- ・ 『少年ジャンプ』がコピーをとられて、ばらまかれてしまうという、紙で出ているからコピーがとりやすく、スキャンがやりやすく、その後、電子だから不正流通しやすいという話と、適切に管理された電子出版物の話は絶対にまぜてはいけないと思う。この点に関しては、構成員の合意はとれていると思う。混同しないようにしたい。
- ・ コピーが駄目という大前提はわかっているが、コピーをしたときに課金ができる構造ができていたり、ダビング10のように10回まではコピーできるというようにしようというような議論もあるのでその可能性は考えても良いのでは。
- ・ 日本語では貸与と言うが、英語ではrentとlendは全然違う。図書館で読めるような感じで貸与する場合は、電子書籍は現物がないので、単に閲覧ということでもいい。
- ・ 実際に図書館へ行くのにかかる費用と同じくらいの額で有料で閲覧することについては、技術的な検討はすべきだろう。閲覧したものをコピーアンドペーストできないようにすることは当然考えなければならないし、図書館の端末あるいは本屋の端末を置いて有料で閲覧できる電子図書を端末でプリントするという可能性も十分に検討されるべき。フランスではそのようなオンデマンドプリントのインフラ整備に国が融資しているので、必要なら国に支援をしてもらい、絶版になった書籍をどこかの端末で全文プリントできるということも技術的に検討すべき。

- アメリカでは十数年前からイーブックは図書館で供給されている。当然ライセンス料を払い、ストリーミング方式であるため、ダウンロードはできない。韓国でも数年前から国会図書館が同じような方式で供給を行っており、一部のソフトは日本のある図書館で実験的に使っている。技術的に課金をきちんとして、図書館が税金で払うことによって一定のビジネスモデルも確立でき、利用者の利便性も高まり、日本の文化・産業の振興にも役立てていくことができる。ほかの先進国は電子出版を図書館でやって、利用者はただで使え、権利者にお金を払うという仕組みが動いているのに日本だけがおいていかれるというのは非常に問題。ただ、手を挙げてくれる権利者とだけ図書館はやっていく。嫌だということまで無理強いするつもりはない。
- 商売になるのなら、出版社は全面的に協力する。
- 同時閲覧者数の制限、同一人の閲覧制限、DRM、クラウド化した場合の生体認証のひもづけについて、技術的には大分可能になっていることも増えている。
- アメリカでは図書館と一緒に、ダウンロードして、ある一定のルールを決めて、貸し出す人も決めて、貸し出す期間も決めてビジネスとして実際にやられている。
- アメリカの場合、グーグルのパブリックドメインは、ダウンロードしてソニーのリーダーで読めるようにしている。ユースージ（利用方法）やビジネスモデルを議論して、それが経済的に回るような技術と運営の仕組みができるかどうか。ユーザーや、出版社側の要望に基づいた議論をしていかないと全体像が見えないまま議論が進んでいってしまうのではないか。アメリカでやっていることがすべて日本に当てはまるわけではないが、アメリカでやっていることやその原因を知ることでも大事。同じことを日本がどうするかということを決めていかないと世界中の流れの中から日本だけが取り残される。
- ビジネスとユースーゼールありきで技術論を語らないとリアリティーに欠ける。図書館の話と民間の話はちゃんと分けて決めないと混乱してしまう。
- 技術的に制限することと、実際のユーザーの行動は相当違う。DRM等で縛ろうとしてもそのとおりに動かないし、逆にオープンにしたからといって、みんな無料で閲覧されてしまって購入されないというわけでもない。やってみないとわからないというケースがデジタルの世界では多い。ユーザーの行動という意味ではアメリカで起きたことの大半は日本でもほぼ再現されているため、ユーザーがどう動くかを先行事例で考えながら、技術的裏づけをとっていくというやり方が一番わかりやすいのでは。
- デジタルの便利なところはいつでも変えられるということ。やってみて駄目だったらすぐに変えられる。アメリカでは出版社がエージェンシーモデルに変えたいということで話をしてエージェンシーモデルに変えたが、サーバーでコントロールしているため、一瞬で変えることができた。変えたことで売り上げが落ちるかと思ったが変わりなく伸びていっている。こういった事例を調べながら、アメリカの出版社の考えを聞いてみてもいいと思う。そういうものを聞きつつ、日本のビジネスモデルに合うやり方を導入するかを考えるべきでは。

(以上)